

朝倉市建設工事等入札参加資格事業所基準

競争入札参加資格申請において、建設工事及び測量・建設コンサルタント等を申請する者については、事業所基準を定め、市内業者・準市内業者・市外業者に区分する。なお、有効期間途中での業者区分の変更は、原則として認めない。

1 資格業者の定義

(1) 市内業者

下記の①から④のいずれかに該当する者を市内業者とする。

- ① 市内に本店(社)を設置している法人
- ② 朝倉市の区域で創業し、現在本店(社)は市外に移しているが、市内に支店(営業所)等を設置している法人
- ③ 本店(社)は市外にあるが、相当規模※の支店(営業所)等を市内に設置している法人
- ④ 個人経営の市内の事業所にあつては、その経営を行う者が朝倉市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されていること

※ 相当規模とは、自社所有の事務所等を有し、5年以上の営業実績があり、20名以上の従業員(直接的・恒常的雇用の者に限る)を配置し、勤務時間を通じて事務所に常駐する従業員が2名以上いる事務所をいう。

(2) 準市内業者

市内に支店(営業所)、事業所を設置している市内業者以外の法人又は個人で、事務所、看板、電話、什器備品、法令に基づく技術者の配置など支店(営業所)としての機能を備えている業者を準市内業者とする。

(3) 市外業者

上記(1)、(2)以外の業者を市外業者とする。